

下関市下水道事業における官民連携方式
(ウォーターPPP等)に関するアンケート調査

条 件 書

令和6年11月

下関市上下水道局

1	ウォーターPPPの導入に関する基本的な考え方.....	1
1.1	導入の目的と期待する効果.....	1
1.2	ウォーターPPP導入に向けたスケジュール.....	1
1.3	ウォーターPPPを導入する処理区及び対象施設.....	2
2	下関市の下水道事業の概要.....	3
2.1	下水道普及率等.....	3
2.2	組織体制.....	5
2.3	処理区の状況.....	10
2.3.1	管路施設.....	10
2.3.2	処理場施設.....	11
2.4	現在の下水道施設の業務実施方法.....	14
2.5	施設の維持管理の状況.....	15
2.5.1	管路施設の現場対応の状況.....	15
2.6	処理場施設の修繕の状況.....	18
2.7	施設の改築更新の状況.....	19
2.7.1	管路施設.....	19
2.7.2	処理場施設.....	21

1 ウォーターPPPの導入に関する基本的な考え方

下関市では、国土交通省の「令和6年度の下水道分野におけるウォーターPPPの案件形成に向けた方策検討業務」のモデル都市に選定され、下関市下水道等へのウォーターPPP導入の検討を進めています。

令和6年10月時点での下関市のウォーターPPP導入に関する基本的な考え方は以下のとおりです。なお、この条件書も含めた今回のアンケート調査の内容は、今後の検討により変更の可能性があることご承知置きください。

1.1 導入の目的と期待する効果

下関市では、下水道事業の持続可能性を維持・向上させることを目的とし、以下に示す効果を期待し、ウォーターPPPの導入を目指していきたいと考えています。

- ・維持管理業務の包括化、性能規定の導入により、民間事業者の創意工夫を積極的に取り入れ、事務・事業全体の効率化や高度化を実現
- ・管路施設については、豪雨時の雨天時浸入水の増大が問題となっていることから、民間事業者の提案による効率的で効果的な不明水対策を推進
- ・契約期間の長期化により、官・民双方の契約事務の低減を図ると共に、長期的な視点に立った施設運営の実施
- ・維持管理と更新の一体的なマネジメントにより、施設の改築更新の最適化によるライフサイクルコストを低減
- ・大規模地震や豪雨時等の二次被害の防止、早期の機能回復に向けた体制強化

1.2 ウォーターPPP導入に向けたスケジュール

ウォーターPPP導入に向けたスケジュールについては、令和7年度に導入可能性調査を実施する予定としています。当該調査での検討結果を踏まえ、具体的なスケジュールを公表していきます。最短のスケジュールとしては、令和8年度中に事業者選定に係る公募の開始を想定しています。

1.3 ウォーターPPPを導入する処理区及び対象施設

下関市内には、7つの処理区がありますが、ウォーターPPPを導入する処理区、対象施設いずれも未定となっています。令和7年度に予定している導入可能性調査において、ウォーターPPPを導入する処理区、対象施設を選定することとしています。

なお、筋ヶ浜処理区、彦島処理区、山陰処理区、山陽処理区の4処理区は、施設規模、維持管理業務の現況及び今後の改築需要の観点から、その導入ニーズは高いものと想定しています。

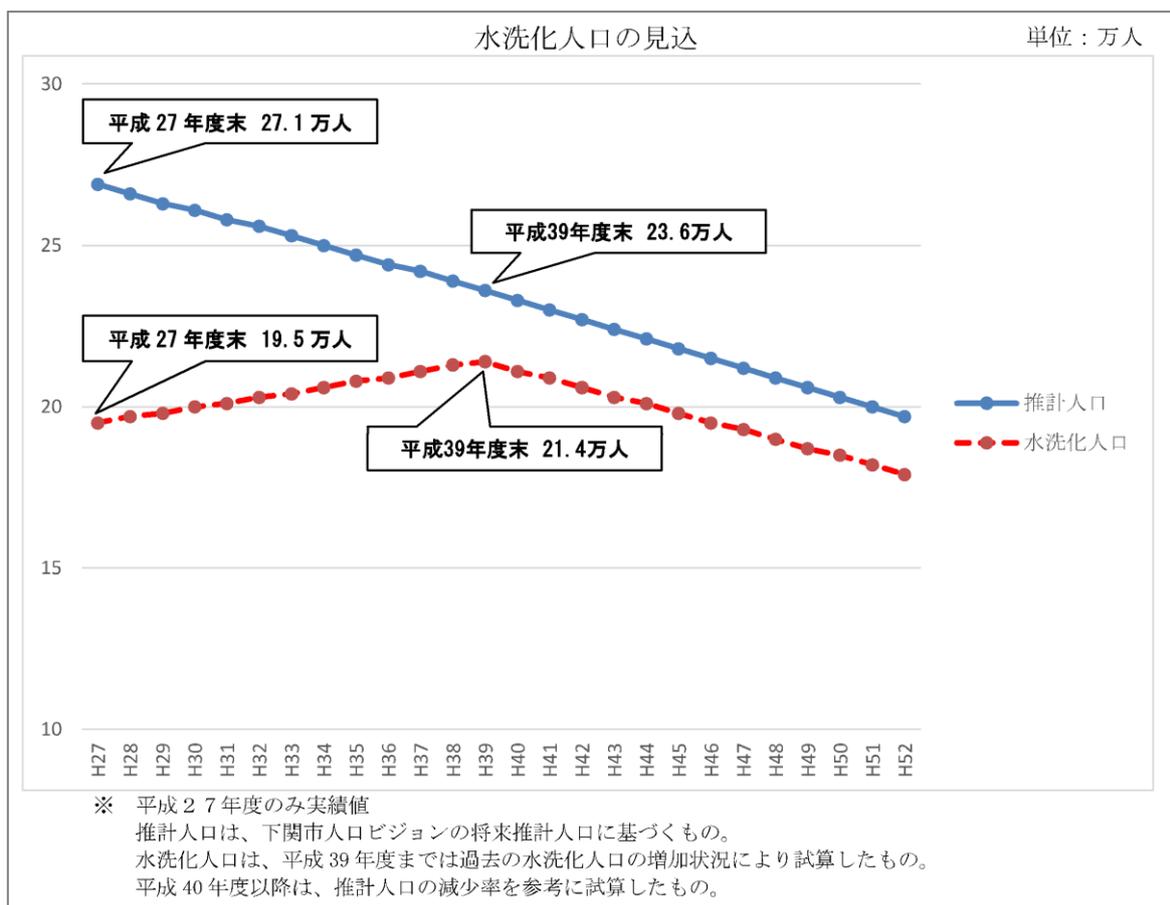
2 下関市の下水道事業の概要

今回のアンケート調査への回答に際しては、以降に示す事業概要を参照し、事業の状況等について事前に確認いただきますようよろしくお願いいたします。

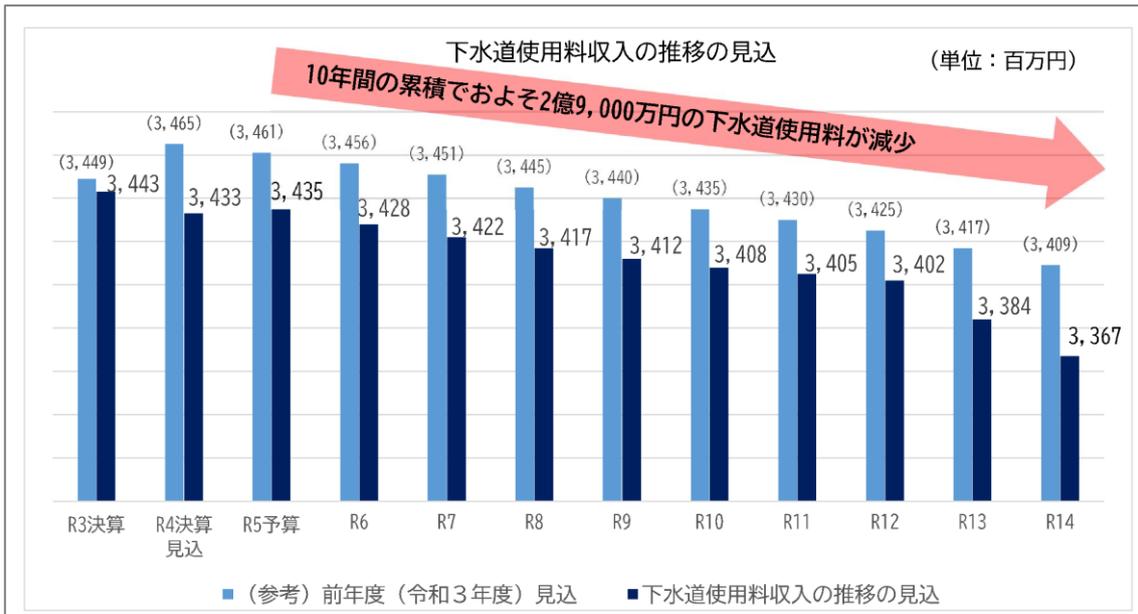
2.1 下水道普及率等

下関市の下水道普及率は令和4年度末時点で79.8%、水洗化率は96.6%、汚水処理人口普及率は88.1%となっている。山口県汚水処理施設整備構想（令和5年3月、山口県）によると、令和27年度の長期目標では下水道普及率が86.4%となっている。一部、未整備区域が残っているものの、概ね整備は進んでいる状況にある。

人口減少に伴い将来的な水洗化人口の見込みは以下のとおりであり、使用料収入も減少が見込まれている。



出典：下関市下水道事業経営戦略（平成29年度～平成38年度）（平成29年3月、下関市）



出典：下関市下水道事業経営戦略（平成29年度～平成38年度）（平成29年3月、下関市）

なお、本市下水道事業では、「(仮称) 下関市上下水道局中長期ビジョン（経営戦略）」を策定中であるため、人口や使用料収入等の見込みは、今後変更する可能性があります。

2.2 組織体制

下関市の下水道事業に係る組織体制を図 2-1、表 2.1 に示す。上下水道局には、8 課所があり、各課所で上下水道事業に係る業務を実施している。上下水道局の内、下水道会計職員は 69 名となっている。なお、水道事業のみ実施している係の分掌事務は記載省略している。



※職員数は下水道会計職員のみ、係に所属しない課付け、課に所属しない局付けの職員あり

図 2-1 上下水道局の組織体制

表 2.1 下水道事業に係る組織体制及び分掌事務

課所名	係名	分掌事務
総務課	総務係	(ア) 公文書公開に関する事。 (イ) 行政手続に関する事。 (ウ) 文書の取扱いに関する事。 (エ) 公印及び電子署名カードの管守に関する事。 (オ) 例規その他の重要文書の審査に関する事。 (カ) 公告式に関する事。 (キ) 市議会との連絡に関する事。 (ク) 本庁舎の管理、取締り及び防災に関する事。 (ケ) 日本水道協会、日本工業用水協会及び下水道協会に関する事。 (コ) 下関市水道サービス公社に関する事。 (サ) 広報及び広聴に関する事。 (シ) 局及び所属課の庶務に関する事。 (ス) 局内他課所及び所属課内他係の所管に属しないこと。
	職員係	(ア) 局の組織並びに職員の定数及び配置に関する事。 (イ) 職員の任免、服務、分限、懲戒その他身分に関する事。 (ウ) 職員の給料及び手当に関する事。 (エ) 職員の研修の計画及び実施に関する事。 (オ) 人材育成及び技術継承に関する事。 (カ) 職員の福利厚生、労働安全衛生及び公務災害補償に関する事。 (キ) 労働組合に関する事。 (ク) ほう賞及び表彰に関する事。 (ケ) 被服の貸与に関する事。 (コ) D X の推進等に関する事。 (サ) 国際交流に関する事。 (シ) 企業の能率及び事務事業改善の推進に関する事。
	契約係	(ア) 請負工事の入札、契約及び入札参加者の指名に関する事。 (イ) 物品の購入、修繕及び出納保管に関する事。 (ウ) 不用品の処分に関する事。 (エ) 車両の整備及び管理に関する事。 (オ) 不動産台帳及び関係図面の整理保存に関する事。 (カ) 財産等の保険契約に関する事。 (キ) 所管する不動産の使用許可及び管理に関する事。 (ク) 所管する不用品の出納及び保管並びに再用品及び不用品の受入価格の決定に関する事。
	工事検査係	(ア) 請負代金額 5 0 0 万円以上の工事の検査に関する事。 (イ) 請負代金額 5 0 0 万円未満の工事で工事を担当する課長又は所長（以下「課所長」という。）から依頼のあるものの検査に関する事。 (ウ) 公共工事の技術に関する事の取りまとめに関する事。
財務経営課	企画係	(ア) 事業経営に関する企画及び総合調整に関する事。 (イ) 水道料金、工業用水道料金及び下水道使用料の制度に関する事。 (ウ) 水道事業の認可申請及び工業用水道事業の届出に関する事。 (エ) 諸統計に関する事。 (オ) 工業用水道事業の庶務に関する事。 (カ) 広域化に関する事。 (キ) 所属課の庶務に関する事。 (ク) 所属課内他係の所管に属しないこと。
	財務第 1 係	(ア) 財政に関する事。 (イ) 資金計画及び運用に関する事。 (ウ) 予算の編成及び執行に関する事。 (エ) 企業債、借入金及び積立金に関する事。 (オ) 現金及び有価証券の出納運用に関する事。 (カ) 預金に関する事。 (キ) 決算及び財務諸表に関する事。

課所名	係名	分掌事務
	財務第2係	(ア) 財政に関すること。 (イ) 資金計画及び運用に関すること。 (ウ) 予算の編成及び執行に関すること。 (エ) 企業債、借入金及び積立金に関すること。 (オ) 現金及び有価証券の出納運用に関すること。 (カ) 預金に関すること。 (キ) 決算及び財務諸表に関すること。
お客さま サービス課	業務係	(ア) 水道料金及び下関市吉母飲用水供給施設（以下この条において「吉母給水施設」という。）の使用に係る料金（以下「水道料金等」という。）並びに下水道使用料、漁業集落排水処理施設使用料及び下関市農業集落排水施設使用料（以下「下水道使用料等」という。）の調定及び納入通知書の発行に関すること。 (イ) 下水道事業受益者負担金、下水道事業受益者分担金、区域外流入に関する受益者分担金及び漁業集落排水処理施設受益者分担金（以下「下水道受益者負担金等」という。）の賦課に関すること。 (ウ) 水道料金等、下水道使用料等及び下水道受益者負担金等の減免及び更正に関すること。 (エ) 水道料金等、下水道使用料等及び下水道受益者負担金等の統計に関すること。 (オ) 料金調定システムの調達、運用及び管理に関すること。 (カ) 使用水量の計量及び認定に関すること。 (キ) 排除汚水量の認定に関すること。 (ク) 所属課の庶務に関すること。 (ケ) 所属課内他係の所管に属しないこと。
	料金係	(ア) 水道料金等、下水道使用料等、下水道受益者負担金等その他の収入に係る収納及び還付に関すること。 (イ) 水道料金等、下水道使用料等及び下水道受益者負担金等の督促に関すること。 (ウ) 水道料金、下水道使用料、漁業集落排水処理施設使用料及び下水道受益者負担金等の滞納整理及び不納欠損処分に関すること。 (エ) 給水停止処分に関すること。 (オ) 無届使用等の取締りに関すること。 (カ) 給水に関する諸届、開閉栓等の受付及び処理に関すること。 (キ) 水道メータの維持管理に関すること。 (ク) 水洗便所設備資金貸付金に関すること。
	給排水係	(ア) 下関市水道事業給水条例（平成17年条例第307号）に規定する手数料及び納付金に関すること。 (イ) 指定給水装置工事事業者に関すること。 (ウ) 下水道排水設備指定工事店に関すること。 (エ) 給水装置工事に関すること。 (オ) 排水設備工事に関すること。 (カ) 給水装置の調査、検査及び取締りに関すること。 (キ) 受水槽以下の装置の調査及び指導に関すること。 (ク) 給水装置台帳に関すること。 (ケ) 検定有効期間が満了する水道メータの取替えに関すること。 (コ) 排水設備の普及促進に関すること。 (サ) 水洗便所改造等資金に関すること。
水道管路課	管理係	—
	管路第1係	—
	管路第2係	—
	管路第3係	—
水道施設係	管理係	—

課所名	係名	分掌事務
	施設第1係	—
	施設第2係	—
	中央管理室	—
	水質管理センター	—
下水道管路課	計画係	(ア) 公共下水道及び都市下水路の計画に関する事。 (イ) 公共下水道及び都市下水路の事業認可及び変更に関する事。 (ウ) 公共下水道及び都市下水路の台帳に関する事。 (エ) 所管する不動産の使用許可及び管理に関する事。 (オ) 所管するたな卸資産の出納及び保管に関する事。 (カ) 所管するたな卸資産の評価及びたな卸に関する事。 (キ) 所属課の庶務に関する事。 (ク) 所属課内他係の所管に属しないこと。
	管路第1係	(ア) 公共下水道管路の建設に関する事。 (イ) 都市下水路の建設に関する事。 (ウ) 漁業集落排水事業に係る排水管等の建設に関する事。
	管路第2係	(ア) 公共下水道管路の維持管理に関する事。 (イ) 都市下水路の維持管理に関する事。 (ウ) 漁業集落排水事業に係る排水管等の維持管理に関する事。 (エ) 私道内管路の布設に関する事。
下水道施設課	管理係	(ア) 所管する庁舎の管理、取締り及び防災に関する事。 (イ) 所管する不動産の使用許可及び管理に関する事。 (ウ) 所属課の庶務に関する事。 (エ) 所属課内他係の所管に属しないこと。
	施設第1係	(ア) 処理施設及びポンプ場の建設に関する事。 (イ) 漁業集落排水事業に係る処理施設及びポンプ場の建設に関する事。
	施設第2係	(ア) 処理施設及びポンプ場の維持管理に関する事。 (イ) 漁業集落排水事業に係る処理施設及びポンプ場の維持管理に関する事。 (ウ) 所管の施設の管理、取締り及び防災に関する事。
	水質係	(ア) 下水の水質検査に関する事。 (イ) 除害施設等の届出の処理に関する事。 (ウ) 除害施設等の検査及び指導に関する事。
北部事務所	庶務係	(ア) 所管する庁舎の管理、取締り及び防災に関する事。 (イ) 所管の工事費の調定、収納及び精算に関する事。 (ウ) 不動産台帳及び関係図面の整理保存に関する事。 (エ) 不動産の使用許可及び局管理地の境界に関する事。 (オ) 水道料金等、下水道使用料等、下水道受益者負担金及び分担金等の収納に関する事。 (カ) 給水に関する諸届、開閉栓等の受付及び処理に関する事。 (キ) 所属事務所の庶務に関する事。 (ク) 所属事務所内他係の所管に属しないこと。
	施設係	—
	維持係	—
	下水道係	(ア) 処理施設及びポンプ場の維持管理に関する事。 (イ) 下水道排水設備指定工事店に関する事。 (ウ) 排水設備の普及促進に関する事。 (エ) 私道内管路の布設に関する事。 (オ) 除害施設の受付等に関する事。 (カ) 処理施設及びポンプ場の建設に関する事。 (キ) 都市下水路の建設及び維持管理に関する事。

課所名	係名	分掌事務
		(ク) 公共下水道管路の建設及び維持管理に関する事 (ケ) 公共下水道及び都市下水路の計画に関する事 (コ) 公共下水道及び都市下水路の台帳に関する事 (サ) 下水の水質管理に関する事 (シ) 水洗便所改造等資金に関する事 (ス) 下水道受益者負担金及び分担金の調定、収納、還付及び滞納整理に関する事 (セ) 排除汚水量の認定に関する事

2.3 処理区の状況

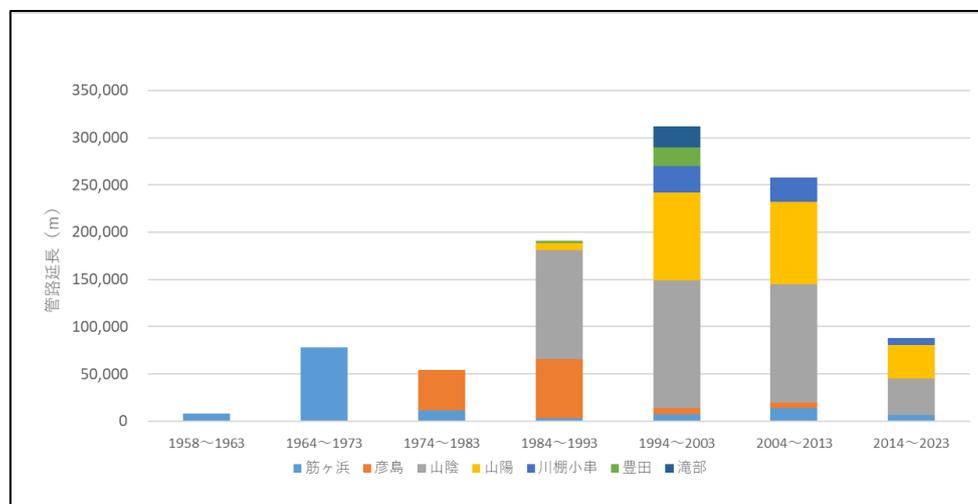
2.3.1 管路施設

各処理区の管路施設の状況を表 2.2 に示す。最も古い筋ヶ浜処理区は供用開始から 50 年以上経過しており、山陰処理区への統合が予定されている。既に接続管が布設されている状況である。

表 2.2 各処理区の管路施設の状況

事業	処理区名	供用開始	計画区域 (ha)	令和 5 年度末時点		
				供用開始 区域 (ha)	污水管 (m)	雨水管 (m)
公共	筋ヶ浜	昭和 40 年 11 月 1 日	723	716	127,509	2,422
	彦島	昭和 55 年 4 月 1 日	793	790	118,476	1,232
	山陰	平成 2 年 4 月 1 日	2,192	1,836	414,531	2,157
	山陽	平成 7 年 4 月 1 日	1,261	979	222,302	2,030
	川棚小串	平成 10 年 12 月 1 日	312	225	60,704	1,200
特環	豊田	平成 9 年 4 月 1 日	78.5	79	22,616	—
	滝部	平成 10 年 4 月 1 日	93	93	22,730	—

また、処理区別・布設年度別布設延長を図 2-2 のとおり示す。



処理区	1958～1963	1964～1973	1974～1983	1984～1993	1994～2003	2004～2013	2014～2023
筋ヶ浜	7,851	77,863	11,436	2,833	7,370	13,833	6,323
彦島	0	0	42,868	63,112	6,459	5,692	345
山陰	0	0	0	115,194	135,319	125,227	38,791
山陽	0	0	0	7,544	92,583	87,349	34,825
川棚小串	0	0	0	0	28,010	24,739	7,955
豊田	0	0	0	2,311	20,099	206	0
滝部	0	0	0	0	21,926	803	0
合計	7,851	77,863	54,304	190,996	311,766	257,848	88,240

図 2-2 処理区別・年度別布設延長

2.3.2 処理場施設

各処理区の処理場施設、ポンプ場の状況を表 2.3、表 2.4 に示す。筋ヶ浜終末処理場については、施設統廃合として、山陰終末処理場に接続し、廃止する予定がある。

表 2.3 各処理区の処理場施設の状況

事業	処理区名	供用開始	計画処理能力 (m ³ /日)	令和 5 年度末時点	
				現有処理能力 (m ³ /日)	処理方式
公共	筋ヶ浜	昭和 40 年 11 月 1 日	-	39,000	標準活性汚泥法
	彦島	昭和 55 年 4 月 1 日	15,700	24,000	標準活性汚泥法
	山陰	平成 2 年 4 月 1 日	73,800	52,175	標準活性汚泥法、 ステップ流入式多 段硝化脱窒法
	山陽	平成 7 年 4 月 1 日	30,200	14,725	循環式硝化脱窒 法、ステップ流入 式多段硝化脱窒法
	川棚小串	平成 10 年 12 月 1 日	5,700	3,500	高度処理 OD 法
特環	豊田	平成 9 年 4 月 1 日	1,000	1,540	OD 法
	滝部	平成 10 年 4 月 1 日	1,000	1,000	プレハブ OD 法

※山陰終末処理場の能力は、統廃合後を想定したもの。

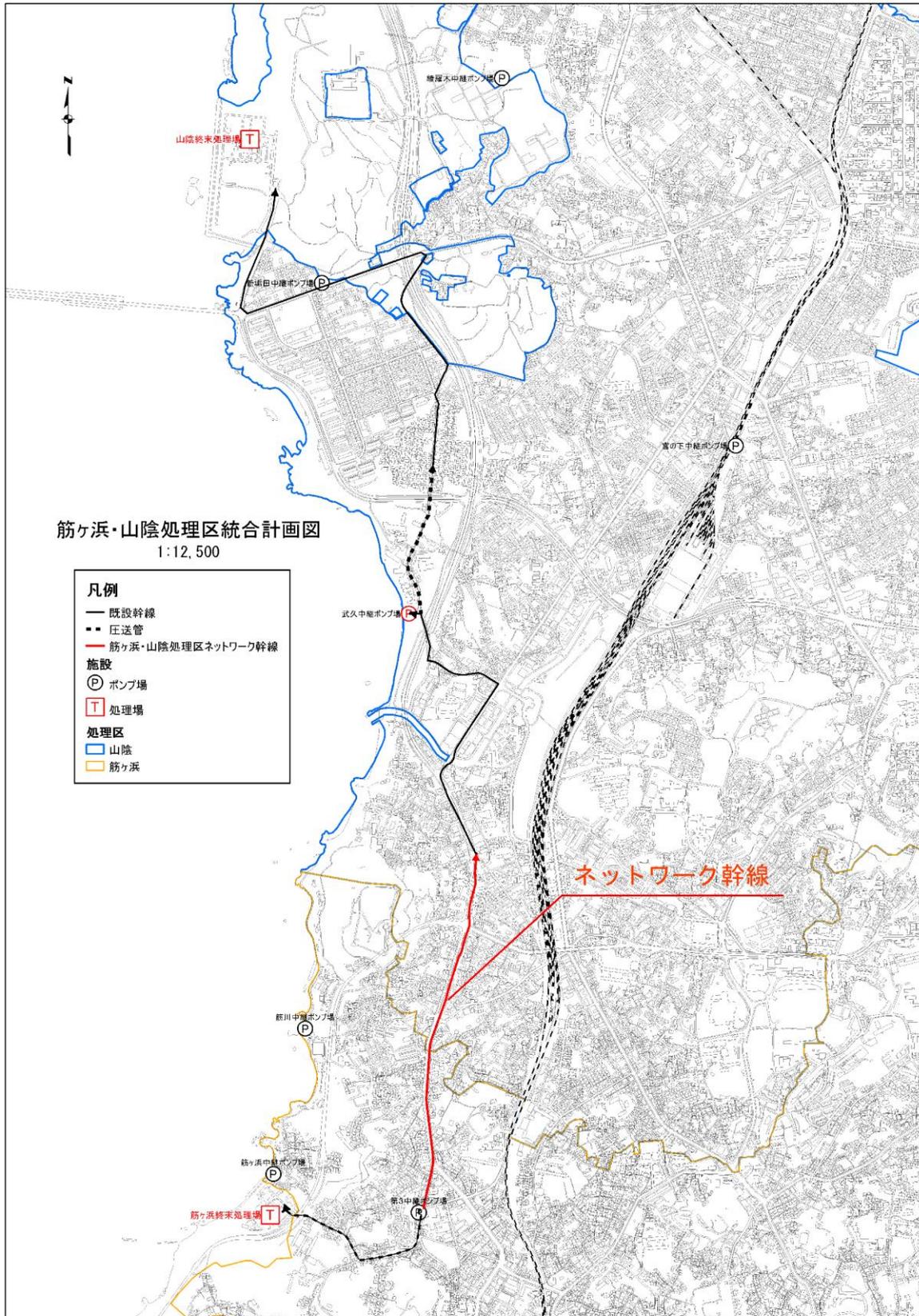
表 2.4 各処理区のポンプ場施設の状況

事業	処理区名	ポンプ場		
		汚水中継ポンプ場	雨水排水ポンプ場	マンホールポンプ
公共	筋ヶ浜	6 箇所	—	4 箇所
	彦島	10 箇所	—	9 箇所
	山陰	5 箇所	—	25 箇所
	山陽	1 箇所	2 箇所	15 箇所
	川棚小串	—	—	12 箇所
特環	豊田	—	—	10 箇所
	滝部	—	—	28 箇所



出典：事業年報（令和5年度）（令和6年9月発行 下関市）

本市は、令和5年10月に見直した「下関市汚水処理施設整備構想」に基づき、令和6年度中に公共下水道全体計画の変更を予定している。



筋ヶ浜・山陰処理区統廃合計画図

出典：筋ヶ浜・山陰処理区統廃合検討業務（令和2年度）

2.4 現在の下水道施設の業務実施方法

現在の下水道施設の維持管理は、表 2.5 方法に示す方法により実施されている。

表 2.5 下水道施設等の維持管理方法

施設区分	維持管理方法
処理場施設 ポンプ施設	<ul style="list-style-type: none">・仕様発注による委託、業務期間は1～3年・処理場運転管理の受託者選定方法は一般競争入札
マンホール ポンプ	
管路施設	<ul style="list-style-type: none">・緊急対応（閉塞、陥没等）の初動対応は直営・修繕は年間単価契約（随意契約（2号））または個別契約（見積合せまたは一般競争入札）・直営での現場確認を踏まえ、市から個別委託により点検、清掃、修繕等を実施

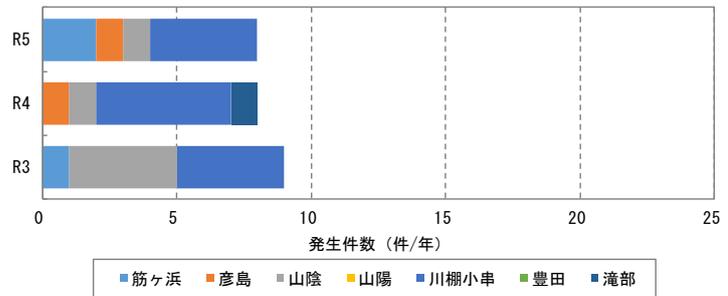
2.5 施設の維持管理の状況

2.5.1 管路施設の現場対応の状況

管路施設の現場対応の状況を図 2-3 に示す。これらの現場対応については、市職員が連絡を受けて現場確認を経て、必要に応じて民間企業に対応を依頼する形で行われている。図 2-3 の内、道路陥没が発生した箇所は、図 2-4 のとおりとなっている。

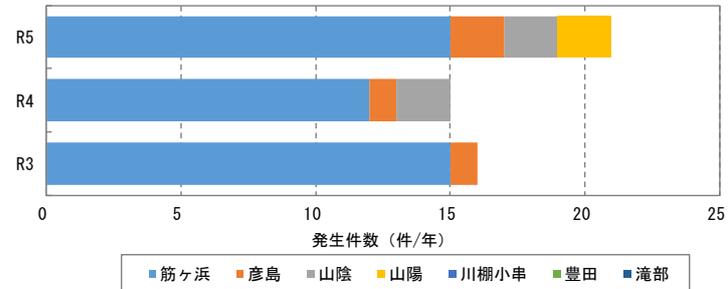
緊急清掃

処理区	R3	R4	R5
筋ヶ浜	1		2
彦島		1	1
山陰	4	1	1
山陽			
川棚小串	4	5	4
豊田			
滝部		1	
合計	9	8	8



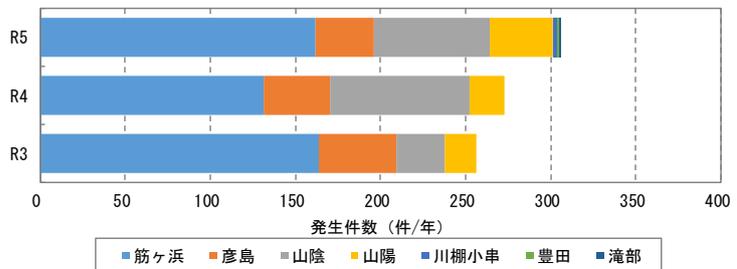
道路陥没

処理区	R3	R4	R5
筋ヶ浜	15	12	15
彦島	1	1	2
山陰		2	2
山陽			2
川棚小串			
豊田			
滝部			
合計	16	15	21



通報・問い合わせ (修繕対応等)

処理区	R3	R4	R5
筋ヶ浜	164	131	162
彦島	45	39	34
山陰	29	82	68
山陽	18	21	37
川棚小串			3
豊田			1
滝部			1
合計	256	273	306



対応件数合計

処理区	R3	R4	R5
筋ヶ浜	180	143	179
彦島	46	41	37
山陰	33	85	71
山陽	18	21	39
川棚小串	4	5	7
豊田			1
滝部		1	1
合計	281	296	335

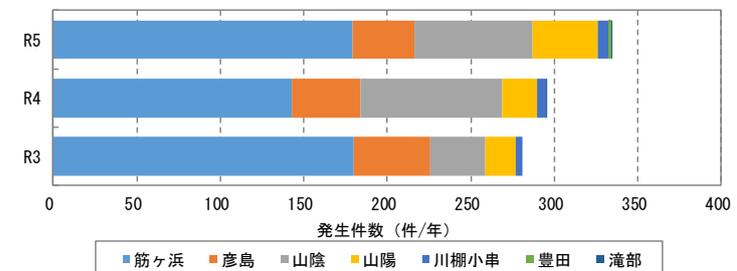


図 2-3 管路施設の維持管理の状況

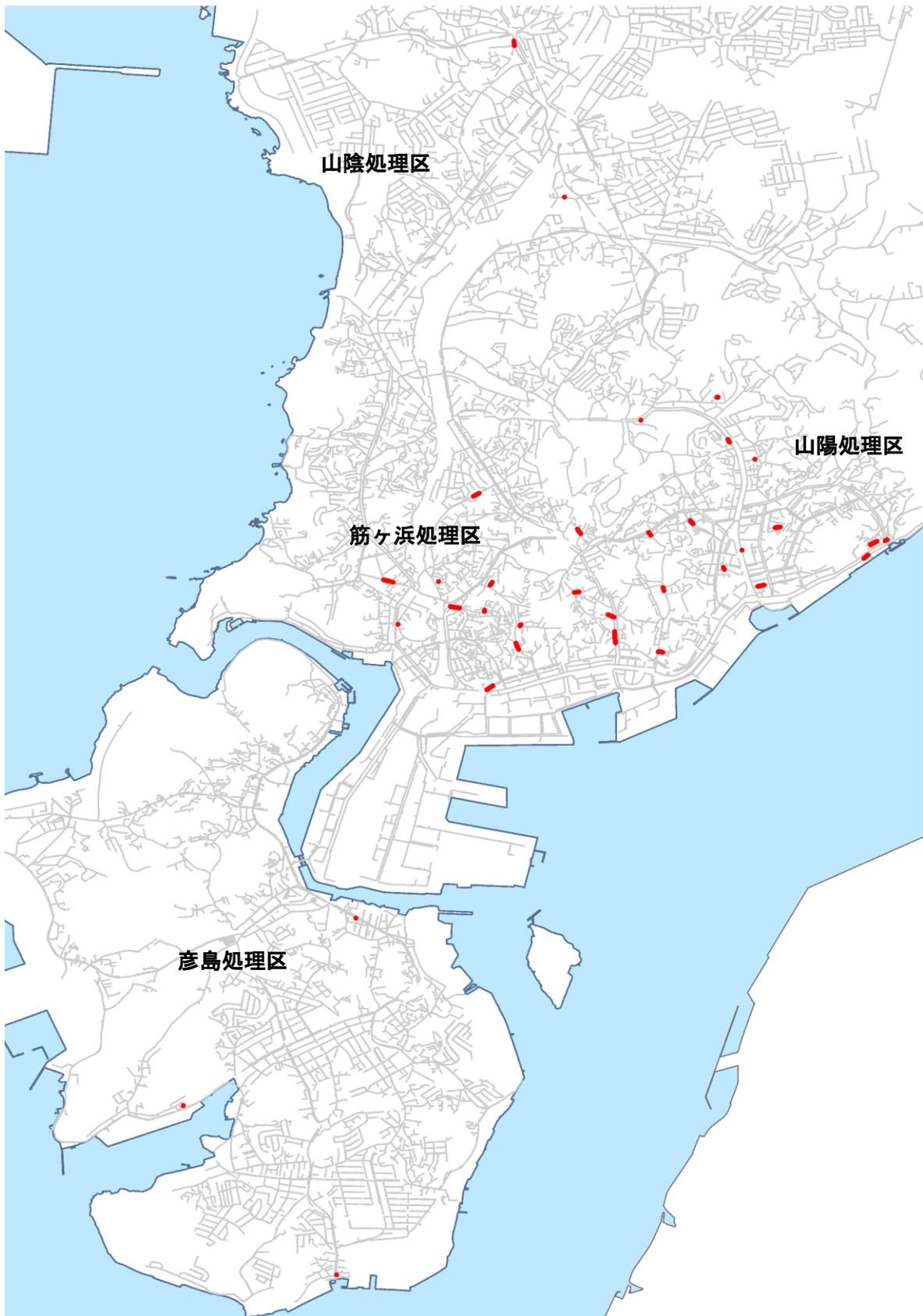


図 2-4 R3~5 の 3 年間の道路陥没の発生箇所

市民からの通報・問い合わせ件数の多い筋ヶ浜・彦島・山陰・山陽の4処理区について、令和5年度の通報・問い合わせの対象施設の内訳を図2-5、対応結果の内訳を図2-6に示す。対象施設の半数以上は汚水枳となっている。また、対応結果の半数以上は、市職員により現場確認の後、下水道管路補修委託として年間契約を締結している受託者により行われている。

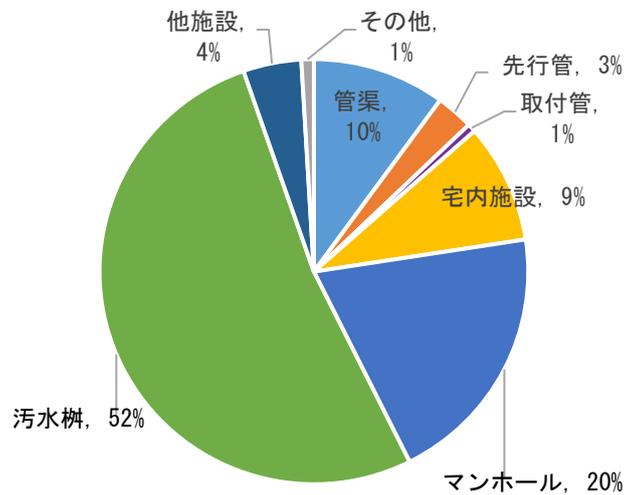


図 2-5 市民からの通報・問い合わせの対象施設の内訳

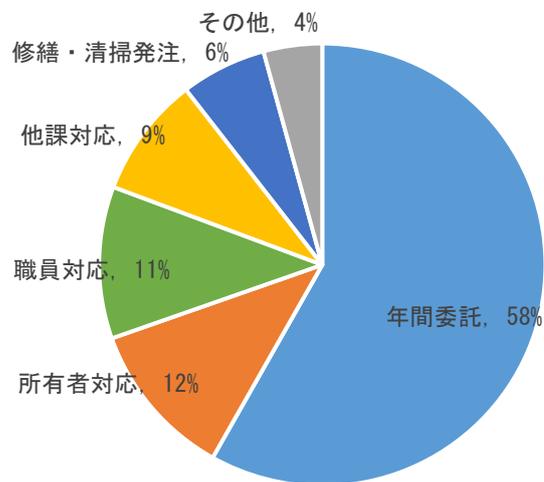


図 2-6 市民からの通報・問い合わせに対する対応結果の内訳

2.6 処理場施設の修繕の状況

令和5年度の処理場施設（ポンプ場等含む）の修繕件数を図2-7に示す。施設規模が大きい筋ヶ浜、彦島、山陰、山陽の4処理区において、修繕が多く発生している状況にある。



図 2-7 処理場施設（ポンプ場等含む）の修繕件数

処理場施設（ポンプ場含む）の維持管理については、終末処理場等運転管理業務委託として年間契約を行っており、故障発生については業務受託者から異常報告書として市に報告されている。市職員による状況の確認後に対応の検討を行い、簡易なものについては受託者により点検又は整備の実施、対応が難しい故障については外部への修繕発注により対応を行っている。

2.7 施設の改築更新の状況

2.7.1 管路施設

平成 29 年 3 月に策定された下関市（旧市内）ストックマネジメント実施方針策定業務、平成 31 年 3 月に策定された下関市（旧豊浦郡 3 処理区）ストックマネジメント実施方針策定業務において、点検・調査計画が策定され、令和元年度より腐食箇所、優先度の高い箇所より点検・調査を開始された。令和 6 年 6 月にはストックマネジメント実施方針策定業務（管路施設）において、以下のとおり令和 7 年度以降の点検・調査計画を策定している。

計画	年数	年度	点検・調査対象	延長
短期	1 年目	2025(R7)	腐食環境下路線 0,0km 一般環境下路線 3,3km 腐食環境下路線の合計 3 基 一般環境下路線(優先度 5)の合計 45 基	3,4km 及び 48 基
	2 年目	2026(R8)	腐食環境下路線 0,0km 一般環境下路線 6,6km 腐食環境下路線の合計 39 基 一般環境下路線(優先度 5) 20 基	6,6km 及び 59 基
	3 年目	2027(R9)	腐食環境下路線 0,4km 一般環境下路線 6,4km 腐食環境下路線の合計 43 基	6,8km 及び 43 基
	4 年目	2028(R10)	一般環境下路線 6,7km 腐食環境下路線の合計 20 基	6,7km 及び 20 基
	5 年目	2029(R11)	腐食環境下路線 0,4km 一般環境下路線 2,8km 腐食環境下路線の合計 12 基 一般環境下路線(優先度 5) 18 基	3,2km 及び 30 基
中期	6 年目	2030(R12)	腐食環境下路線 0,5km 一般環境下路線 0,6km 腐食環境下路線の合計 3 基 一般環境下路線(優先度 5) 964 基	1,1km 及び 967 基
	7 年目	2031(R13)	腐食環境下路線 2,3km 一般環境下路線 0,3km 腐食環境下路線の合計 39 基 一般環境下路線(優先度 5) 1,680 基	2,6km 及び 1,699 基
	8 年目	2032(R14)	腐食環境下路線 1,0km 一般環境下路線 0,7km 腐食環境下路線の合計 43 基 一般環境下路線(優先度 5) 859 基	1,8km 及び 902 基
	9 年目	2033(R15)	腐食環境下路線 3,6km 一般環境下路線(優先度 4) 0,3km 腐食環境下路線の合計 20 基 一般環境下路線(優先度 5) 1,835 基	3,9km 及び 1,855 基
	10 年目	2034(R16)	一般環境下路線(優先度 3,4)の合計 0,6km 腐食環境下路線の合計 12 基 一般環境下路線(優先度 5) 457 基	0,6km 及び 469 基

※小数点丸めにより、1 年目下一桁ズレあり。

出典：ストックマネジメント実施方針策定業務（管路施設）

（令和 6 年 6 月、下関市上下水道局）

また、管路施設の改築事業費は図 2-8 のとおり算定されている。当面の改築は、老朽化施設の多い、筋ヶ浜、彦島、山陰、山陽の 4 処理区が対象となっている。

(以下に示した改築事業費は、ストックマネジメント計画で試算した長期的な改築シナリオによるものため、実際の改築事業費とは異なる見込みです。)

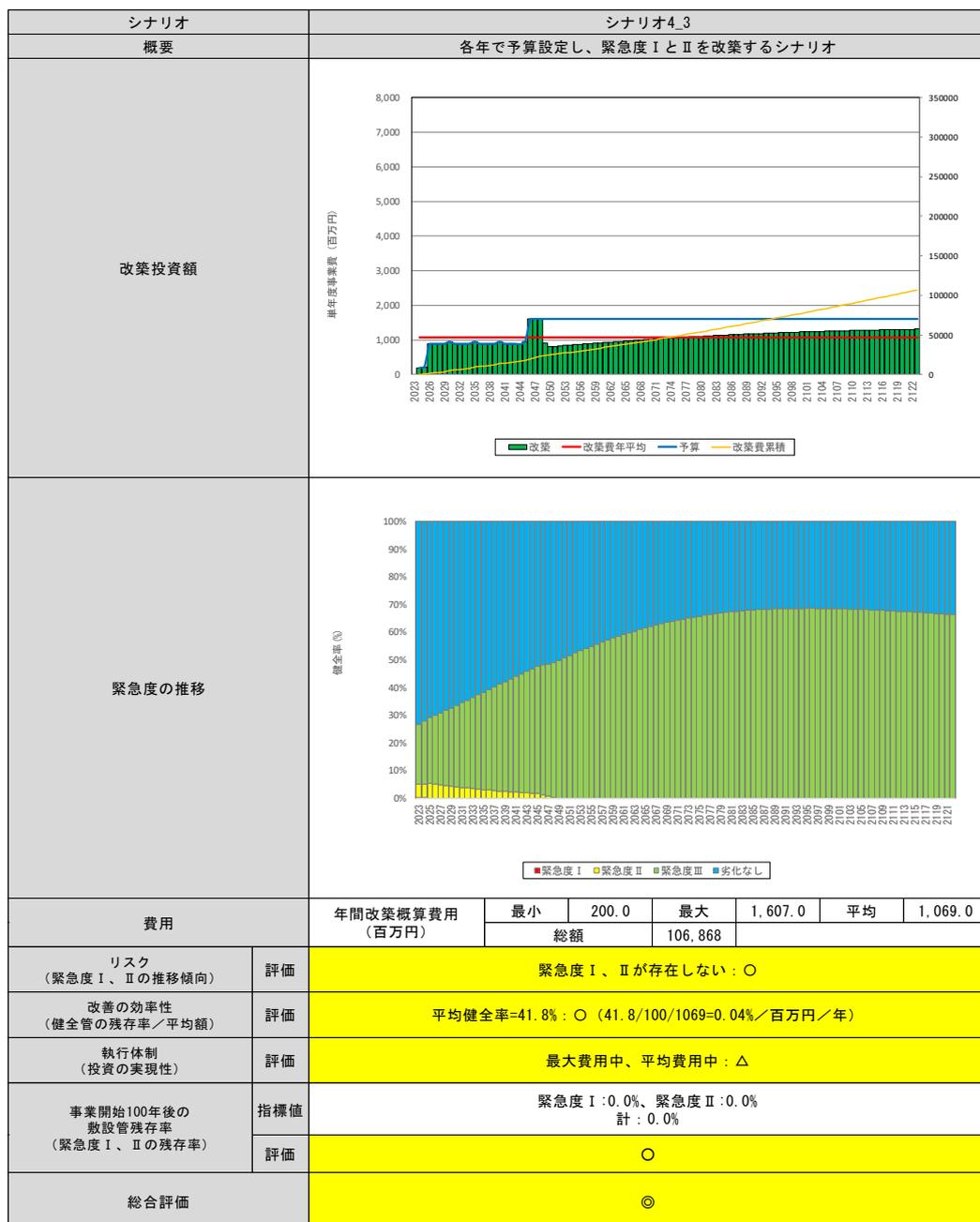


図 2-8 管路施設の改築シナリオ

出典：ストックマネジメント実施方針策定業務（管路施設）

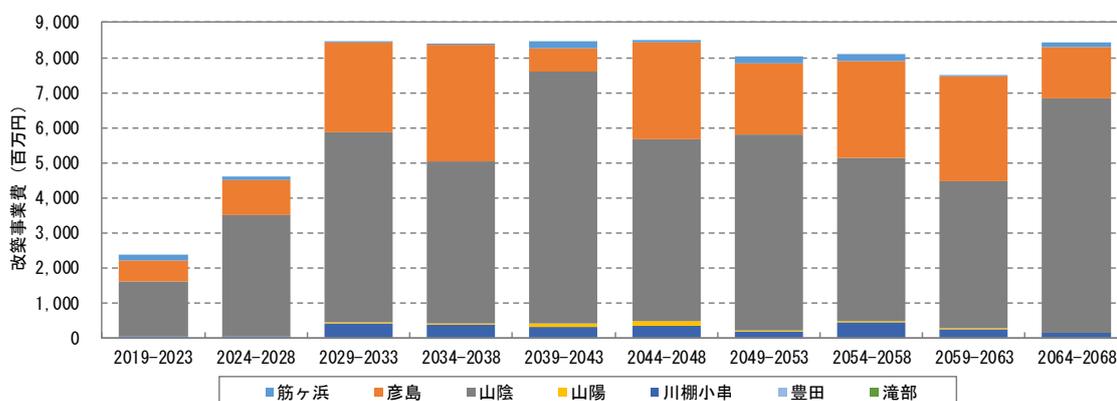
（令和 6 年 6 月、下関市上下水道局）

2.7.2 処理場施設

平成 29 年 3 月に策定された下関市（旧市内）ストックマネジメント実施方針策定業務、平成 31 年 3 月に策定された下関市（旧豊浦郡 3 処理区）ストックマネジメント実施方針策定業務において、点検・調査計画が策定され、令和元年度より目標耐用年数に到達したうえで、優先順位の高い設備機器から点検・調査を開始した。

令和 5 年 3 月に変更が行われた下関市下水道ストックマネジメント計画によると、処理区別の処理場施設の改築事業費は図 2-9 のとおり算定されている。筋ヶ浜終末処理場は、山陰終末処理場への統廃合が予定されていることから、当面の改築は、彦島、山陰、山陽の 3 処理区の処理場・ポンプ場施設が主な対象となっている。

（以下に示した改築事業費は、ストックマネジメント計画で試算した長期的な改築シナリオによるものため、実際の改築事業費とは異なる見込みです。）



処理区	2019-2023	2024-2028	2029-2033	2034-2038	2039-2043	2044-2048	2049-2053	2054-2058	2059-2063	2064-2068
筋ヶ浜	162	90	48	53	175	55	170	190	41	111
彦島	589	1,020	2,569	3,319	665	2,776	2,034	2,779	2,992	1,485
山陰	1,572	3,464	5,427	4,633	7,216	5,184	5,599	4,638	4,204	6,678
山陽	0	0	28	34	82	122	43	54	36	22
川棚小串	35	24	400	375	318	351	172	433	242	123
豊田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滝部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	2,358	4,599	8,472	8,414	8,457	8,488	8,020	8,094	7,515	8,419

図 2-9 処理区別の処理場施設の改築事業費